

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）に基づき、平成26年改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料に関する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1754号

平成26年改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成26年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員）

第2条 平成26年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号。以下「初任給規則」という。）別表第11から別表第18の2に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第1項第1号において同じ。）をした職員
- (2) 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員
- (3) 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第1項第3号において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給規則第31条の2、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）第8条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年条例第3号）第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第67号）第10条の規定による号給の調整をいう。次条第1項第3号において同じ。）をされたもの
 - ア 法第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - イ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第2号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - エ 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間
 - オ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第12条及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第11条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
 - カ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第83号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - キ 教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をしていた期間
 - ク 法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
 - ケ 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間
 - コ 一般職員勤務時間条例第20条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第19条第1項の規定による休業の承認を受けていた期間
- (4) 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次条第1項第4号において同じ。）を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日以降に再任用職員異動（法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う一般職員勤務時間条例第3条及び市町村立学校職員勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職務への異動をいう。次条第1項第5号において同じ。）をした職員
- (6) 切替日以降に委員会の承認を得てその号給を決定された職員（委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）（平成26年改正条例附則第8項の規定による給料の支給）

第3条 切替日の前日から引き続き一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しない

こととなるものには、その差額に相当する額を、平成26年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
 - (2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格した日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
 - (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
 - (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成26年改正条例第4条の規定による改正前の一般職員給与条例（次号において「改正前の一般職員給与条例」という。）別表第1から別表第6までの給料表、平成26年改正条例第8条の規定による改正前の市町村立学校職員給与条例（次号において「改正前の市町村立学校職員給与条例」という。）別表第1から別表第3までの給料表、平成26年改正条例第11条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項若しくは第2項の給料表又は平成26年改正条例第13条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（同日に任期付研究員条例第5条第4項又は任期付職員条例第7条第3項の規定の適用を受けていた職員にあっては、同日にその者が受けていたこれらの規定による給料月額。イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。）切替前給料表による給料月額
 - (5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職務を占める職員 改正前の一般職員給与条例別表第1から別表第6までの給料表又は改正前の市町村立学校職員給与条例別表第1から別表第3までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）
 - イ 当該再任用職員異動後において法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職務を占める職員 切替前の再任用給料月額に、一般職員勤務時間条例第3条第3項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - (6) 委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は委員会の定めるこれに準ずる場合 委員会の定める額
- 2 切替日の前日から引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成26年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

（平成26年改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

第4条 人事交流等職員（切替日以降に、一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受けない地方公務員、国家公務員その他委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（委員会の定める職員にあっては、委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成26年改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額を、平成26年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成26年改正条例附則第8項の規定による給料の額に相当する額を、平成26年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。
(端数計算)

第5条 平成26年改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 平成26年改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。